

乗用型の田植機やコンバインなどの

農耕作業車等はナンバー登録が必要です

田植機やコンバインなどの農耕作業用等の小型特殊自動車（乗用型）は公道走行の有無に関わらず、4月1日において所有されている場合に課税の対象となります。（地方税法及び市税条例第49条）

- ・ナンバープレートが交付されていない農耕作業用等の小型特殊自動車（乗用型）をお持ちの方は、福知山市役所税務課または各支所で申告し、交付を受けてください。
- ・登録の日付は、所有された日にさかのぼって申告が必要です。4月2日以降に届出をされても、所有した日から課税対象となります。

農耕作業用等の特殊自動車とは

乗用装置があるので、田植機・刈取脱穀作業車（コンバイン）・農耕トラクタ・農業用薬剤散布車・動力運搬車、農耕作業用トレーラの一部をいいます。
(※最高速度等によって小型・大型特殊自動車に分類)

注意事項

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。（市税条例第8条）

農耕作業用トレーラにナンバー登録が必要になりました

■農耕用トレーラの課税について

これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。（道路運送車両法施行規則別表第一の変更による）

■課税対象となる農耕作業用トレーラの判断基準

農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車（最高速度35km/h未満の農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラが該当）
(例) マニュアスプレッダ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、ロールベーラ（集草機）、トレーラ（運搬車）など

【問い合わせ先】

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 税務課市民税係
0773-24-7024（直通）